

けんこう
新潟市 健幸すまいリフォーム助成事業

補助金申請の手引き

この手引きは、補助金申請の手続きと申請書等の作成について説明するものです。申請にあたっては、必ず内容をご確認ください。

子どもを安心して産み育てられ、高齢者が健康で幸せに暮らせる住環境を創出することを目的として、バリアフリー化・子育て対応・省エネ化のためのリフォーム工事を行う方にその費用の一部を補助します。

補助金の概要

対象の住宅	市内に現に存する、一戸建て住宅又は集合住宅の住戸内部分 (店舗などの住居以外の部分がある場合は居住部分において行う工事であること)
対象者	対象の住宅に居住または居住予定の個人で、次のいずれかにあてはまる方 子育て世帯 ：平成19年(2007年)4月2日以降に出生したこども(高校3年生相当年齢まで)又は妊娠している方が同居する世帯 高齢者世帯 ：65歳以上の方が同居する世帯 <u>※空き家活用推進事業補助金(リフォーム)を申請する方は対象外です。</u>
工事の条件	・市内に本社、本店、支店、営業所がある業者または個人事業主が行うこと ・使用する機器や材料は未使用品とし、同一業者に材工一括発注すること
対象工事	居住部分で行う工事で、対象工事に係る工事費総額が補助金額以上であること

バリアフリー化

既存住宅又はその敷地のバリアを改善または解消するための工事

- ・手すり設置
- ・段差解消
- ・浴室全体改修
- ・浴室/脱衣室暖房機
- ・洋便器化

など

省エネ化

既存住宅の省エネルギー化のために行う工事

- ・開口部の断熱改修
- ・外壁等の断熱改修
- ・高効率給湯器設置
- ・節水型トイレへの交換

など

子育て対応

※子育て世帯のみ申請可能

子育て環境の向上や改善、事故防止、見守り又は家事負担軽減のために行う工事

- ・こども部屋の増築
- ・キッズスペースの設置/改修
- ・こどもの事故防止
- ・対面キッチンへの変更
- ・家事負担軽減設備の設置

など

補助金額	対象工事ごとの補助額※の合計 上限 10万円 (1万円以上から申請可能) ※対象工事の内容によって、補助額が決まっています。 詳しくは4ページ以降をご覧ください。
受付期間	第1会期：令和7年4月17日(木)から予算上限(48,000千円)に達するまで 第2会期：令和7年8月(予定)から予算上限(20,000千円)に達するまで 第3会期：令和7年11月(予定)から予算上限(12,000千円)に達するまで

問い合わせ窓口

新潟市役所 住環境政策課 健幸すまい補助金担当 宛

☎ **025-226-2815** (直通)

〒951-8554

新潟市中央区古町通7番町1010番地 古町ルフル6階

Eメール：jukankyo@city.niigata.lg.jp

様式ダウンロード
予算残高など
詳細はこちら申請書の郵送も
こちらへ

1. 補助金交付までの手続きの流れ

補助金交付申請

- 申請書に必要な書類を添付し、住環境政策課へ郵送または同課窓口へ提出してください。施工者が代理で申請する場合は電子申請も可能です（登録制）。

令和7年4月17日（木）から受付開始

申請内容の審査（市）

- 申請内容を審査します。
必要に応じて現地調査をすることがあります。

補助金の交付決定（市）

- 審査のうえ支障がない場合は、補助金の交付決定通知書を送付します。
 - 補助金の交付申請受付（申請書類が揃ってから）後、2週間程度かかります。
- ※受付開始直後の時期など申請状況により、2週間以上かかることがありますのであらかじめご了承ください。

工事の着手

- 工事は、必ず交付決定通知を受けてから着手してください。
- 事前に着手した場合、補助金の支払いはできません。

工事の完了

実績報告書の提出

- 工事完了後、必要な書類を添付し、速やかに実績報告書を住環境政策課へ郵送または同課窓口へ提出してください。
- 令和8年3月13日（金）までに実績報告書が提出されない場合、補助金は交付されません。

報告内容の審査（市）

- 実績報告の内容を審査します。必要に応じて現地調査をすることがあります。

補助金交付額の確定（市）

- 審査のうえ支障がない場合は、補助金確定通知書を送付します。
- 実績報告受付（不備等のないもの）から、1ヶ月程度かかります。

補助金の支払い（市）

- 指定の口座（申請者名義のもの）に補助金を振り込みます。
- 補助金確定通知の送付から1ヶ月程度かかります。

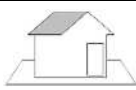
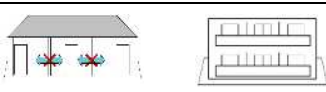
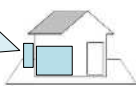
★ご注意ください★

- 補助金の交付決定を受けたあとで対象工事に着手するものが補助の対象となります。交付決定前の工事着手が判明して、補助金の対象とならない事例がありました。補助金の申請をする場合は、交付決定前に対象工事に着手することとならないよう工事計画を立ててください。（申請から交付決定まで2週間程度かかります。）なお、対象工事以外のリフォーム工事は着手していても構いません。
- 工事が完了せず、提出期限までに実績報告書が提出できなかったため、補助金の支払いができなくなる事例がありました。提出期限（令和8年3月13日（金））までに実績報告書を確実に提出できるよう工事計画を立ててください。
- 書類の到着日を受付日とし先着順で受付します。必要に応じて追跡のできる郵送方法をご利用ください。なお受付最終日の郵送受付は当日消印有効です。
- 提出書類に大きな不備や不足がある場合は受付できない場合があります。

2. 申請の要件

① 対象となる住宅 下記の全てに該当するもの

- ・市内に現に存する、専ら居住の用に供する建築物又は建築物の部分
- ・現在又は過去に人の使用に供されたことがあるもの
- ・一戸建て住宅（店舗、事務所等住居以外の部分があるものを含む）又は長屋、共同住宅その他集合住宅の住戸内部分

対象となる住宅の例	
住宅の建て方	工事の対象範囲
 一戸建て住宅	住宅内部・外部（敷地環境を含む）
 長屋・共同住宅	住宅内部のみ
 店舗・事務所など 併用住宅・併用住戸	居住部分（敷地環境を含む） （外壁・屋根など明確に分けられない部分を含む） ※店舗・事務所内部など事業専用部分の工事は対象外です。
対象とならない建物の例	
・建築中の建物 ・居住部分がない店舗や事務所の建物 など	

★ご注意ください★

- 補助金の交付の対象となる住宅は「過去に人の使用に供されたことのあるもの」となっていますので、**新築の建売住宅や新築の分譲マンションは補助の対象となりません。**

② 対象となる者 下記の全てに該当する者

- （1）実績報告書の提出時点において、**子育て世帯**又は**高齢者世帯**に属することが確認できる者。
 子育て世帯：平成 19 年 4 月 2 日以降に出生したこども、又は妊娠している者が同居する世帯
 高齢者世帯：65 歳以上の者が同居する世帯
 - （2）対象工事を行う住宅に居住している、又は実績報告書の提出までに居住する予定の者。
 - （3）対象工事を発注し、行う個人。
 - （4）申請者及び対象住宅のいずれもが、令和 6 年度以降に本事業又は空き家活用推進事業（リフォーム工事に限る）の補助金交付を受けていないこと。
 （**上記補助金の交付を受けることができるのは「人」・「住宅」とともに一度のみ**となります。）
 - （5）市税を完納していること。
- ※ 申請者以外に対象工事を行う住宅の所有者がいる場合は、補助事業の実施について承諾を受けてください。

3. 補助金額等・対象工事の要件

①補助金額等

○補助金額 各工事に対する補助金の額（P4～P10 参照）の合計

※補助金額 1 万円以上から申請可

※補助金額は対象工事に係る工事費の総額以下であるもの

ただし、工事費の総額は、消費税、土地や工事中の仮住居、家具・家電、電話通信、居住部分以外の工事、外構・植栽、下水道接続・浄化槽設置に係るもの等を除きます。

○補助上限額 **1.0万円**

＜補助金の組み合わせ例＞

例 1	例 2																												
・タイル風呂→ユニットバスへ入替（バリアフリー・省エネ化セット） ・脱衣室の断熱改修（内窓設置・暖房機設置） ・高効率給湯器の設置 <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象工事</th><th>補助金の額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ユニットバス改修（バリアフリー・省エネ化）</td><td>7.4万円</td></tr> <tr> <td>脱衣室の暖房機設置</td><td>0.5万円</td></tr> <tr> <td>脱衣室の内窓設置</td><td>0.8万円</td></tr> <tr> <td>高効率給湯器の設置</td><td>1.5万円</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>10.2万円</td></tr> </tbody> </table> ⇒ 補助金額10万円（上限） ※上記対象工事に係る工事費総額は 10 万円以上である必要があります。	対象工事	補助金の額	ユニットバス改修（バリアフリー・省エネ化）	7.4万円	脱衣室の暖房機設置	0.5万円	脱衣室の内窓設置	0.8万円	高効率給湯器の設置	1.5万円	合計	10.2万円	・ユニットバスの交換（バリアフリー・省エネ化セット） ・トイレ改修（節水型トイレへの交換） ・トイレへの内窓設置 <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象工事</th><th>補助金の額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ユニットバス改修（バリアフリー・省エネ化）</td><td>7.4万円</td></tr> <tr> <td>節水型トイレへの交換</td><td>1.0万円</td></tr> <tr> <td>内窓（小）</td><td>0.8万円</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>9.2万円</td></tr> </tbody> </table> ⇒ 補助金額9.2万円 ※上記対象工事に係る工事費総額は 9.2 万円以上である必要があります。	対象工事	補助金の額	ユニットバス改修（バリアフリー・省エネ化）	7.4万円	節水型トイレへの交換	1.0万円	内窓（小）	0.8万円	合計	9.2万円						
対象工事	補助金の額																												
ユニットバス改修（バリアフリー・省エネ化）	7.4万円																												
脱衣室の暖房機設置	0.5万円																												
脱衣室の内窓設置	0.8万円																												
高効率給湯器の設置	1.5万円																												
合計	10.2万円																												
対象工事	補助金の額																												
ユニットバス改修（バリアフリー・省エネ化）	7.4万円																												
節水型トイレへの交換	1.0万円																												
内窓（小）	0.8万円																												
合計	9.2万円																												
例 3	例 4																												
・対面式キッチンへの改修 <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象工事</th><th>補助金の額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対面式キッチン</td><td>9万円</td></tr> <tr> <td>ビルトイン食器洗機</td><td>2.1万円</td></tr> <tr> <td>ビルトイン自動調理対応コンロ</td><td>1.4万円</td></tr> <tr> <td>掃除しやすいレンジフード</td><td>1.3万円</td></tr> <tr> <td>サーモスタット水栓</td><td>0.5万円</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>14.3万円</td></tr> </tbody> </table> ⇒ 補助金額10万円（上限） ※上記対象工事に係る工事費総額は 10 万円以上である必要があります。	対象工事	補助金の額	対面式キッチン	9万円	ビルトイン食器洗機	2.1万円	ビルトイン自動調理対応コンロ	1.4万円	掃除しやすいレンジフード	1.3万円	サーモスタット水栓	0.5万円	合計	14.3万円	・こども部屋の造作（事故防止・内窓設置） <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象工事</th><th>補助金の額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>こども部屋の壁造作</td><td>5万円</td></tr> <tr> <td>ドアストッパー</td><td>0.5万円</td></tr> <tr> <td>落下防止柵設置</td><td>0.5万円</td></tr> <tr> <td>内窓設置 大2か所</td><td>2.4万円</td></tr> <tr> <td>内窓設置 中2か所</td><td>2万円</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>10.4万円</td></tr> </tbody> </table> ⇒ 補助金額10万円（上限） ※上記対象工事に係る工事費総額は 10 万円以上である必要があります。	対象工事	補助金の額	こども部屋の壁造作	5万円	ドアストッパー	0.5万円	落下防止柵設置	0.5万円	内窓設置 大2か所	2.4万円	内窓設置 中2か所	2万円	合計	10.4万円
対象工事	補助金の額																												
対面式キッチン	9万円																												
ビルトイン食器洗機	2.1万円																												
ビルトイン自動調理対応コンロ	1.4万円																												
掃除しやすいレンジフード	1.3万円																												
サーモスタット水栓	0.5万円																												
合計	14.3万円																												
対象工事	補助金の額																												
こども部屋の壁造作	5万円																												
ドアストッパー	0.5万円																												
落下防止柵設置	0.5万円																												
内窓設置 大2か所	2.4万円																												
内窓設置 中2か所	2万円																												
合計	10.4万円																												

②対象工事の要件

○交付決定を受けた後に対象工事に着手するものであって、**令和8年3月13日（金）までに、実績報告書を提出**できること。

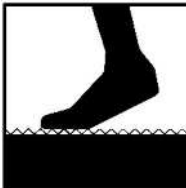
○市内に本社、本店、支店若しくは営業所がある法人又は市内に住所がある個人事業主（いずれも**領収書および工事内訳証明書において市内の住所が確認できるもの**）に発注し、工事契約したものであること。

○工事に使用する機器・材料は**未使用品**とし、**一の工事に係る材料と施工を同一の工事業者に発注**すること。

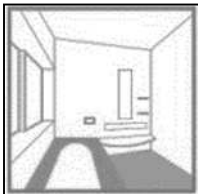
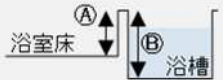
③対象工事一覧

I. バリアフリー化工事

日常生活における移動や動作を安全又は容易にするため、既存住宅（居住の用に供する部分に限る。）又はその敷地において行う、居住者にとってのバリア（障害）を改善・解消するための工事（下記に掲げるものに限る。）

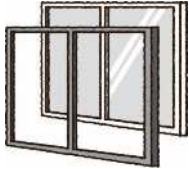
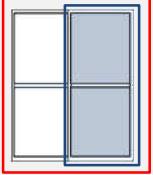
対象工事	要件	補助金の額
手すりの設置 	手すりを設置もしくは取替える工事であること。 ※浴室全体改修時の浴室内の手すりの設置は、浴室全体改修の補助金額に含まれるため併用できません。	5,000 円/戸
段差の解消 スロープの設置 	障害となっている段差を解消若しくは改善する工事又はスロープを設置する工事であること。 ※浴室全体改修時の浴室内の段差の解消またはスロープの設置は、浴室全体改修の補助金額に含まれるため併用できません。	5,000 円/戸
転倒事故防止 	転倒事故を防止するために行う、次のいずれかの工事であること。 ア 床のノンスリップ化 （ペット用の滑りにくい建材は対象となりません） イ クッション床敷き ウ 人感センサー付き玄関照明設置 エ 足元灯設置 ※浴室全体改修時の浴室内の床ノンスリップ化・クッション床敷きは、浴室全体改修の補助金額に含まれるため併用できません。	5,000 円/戸
通路・開口部の拡 幅、建具改修 	通路・開口部又は建具を改修して、有効幅員を拡幅する工事であること。ただし、以下は除く。 ・子育て対応工事に該当する工事 ※浴室全体改修時の浴室建具の拡幅は、浴室全体改修の補助金額に含まれるため併用できません。	5,000 円/戸

次ページへ続く・・・

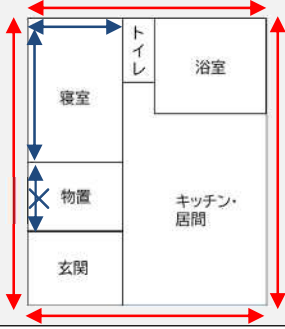
対象工事	要件	補助金の額
エレベーター/ 階段昇降機 の設置 	エレベーター若しくは階段昇降機を新たに設置する工事又は既存の設備機器よりも安全性若しくは機能性が向上するものに改修する工事であること。	50,000 円/戸
浴室全体改修 	以下の①（バリアフリー化）または②（省エネ化）を満たす浴室全体を改修する工事であること。 ①以下のいずれかのバリアフリー化工事を含むもの ・手すりの設置 ・段差の解消、スロープの設置 ・床ノンスリップ化またはクッション床敷き ・通路・開口部の拡幅工事、建具工事 ・浴槽またぎ高さの改善 ・浴室暖房機の設置 ②以下のいずれかの省エネ化工事を含むもの ・開口部の断熱改修 ・外壁、屋根又は天井、床の部分断熱 ・高断熱浴槽の設置 ・節湯水栓の設置 ※浴室全体改修を行う場合、①および②に記載の項目は本項目の補助金に含まれるため併用できません。 ＜浴槽またぎ高さの改善とは＞ ④または⑤いずれかの高さが改修前に比べて低くなること。 	①および②の両方を満たす場合 74,000 円/戸 ①または②のいずれかを満たす場合 50,000 円/戸
浴室又は脱衣室の暖房機器設置	浴室又は脱衣室に、固定式の暖房機器を設置もしくは取替える工事であること。 ※浴室全体改修時の浴室内の暖房機設置は、浴室全体改修の補助金額に含まれるため併用できません。	5,000 円/戸
洋便器化 	既存の和式便器を洋式便器に改修する工事であること。 ※既存の洋便器を取り替える工事は対象外ですが、節水型トイレへ交換する場合は、省エネ化工事の項目で対象となる場合があります（8 ページ参照）。なお、その場合、本項目と併用して申請することはできません。	20,000 円/戸

Ⅱ. 省エネ化リフォーム工事

既存住宅（居住の用に供する部分に限る。）の省エネルギー化のための工事（下記に掲げるものに限る。）

対象工事	要件	補助金の額
開口部の断熱改修 	住宅の外皮部分にある開口部において、改修後の熱貫流率が $4.65\text{W}/(\text{m}^2 \cdot \text{K})$ 以下になるよう行う次に掲げるいずれかに該当する工事であること。 ※住宅の外皮部分にある開口部とは、外窓やドアを設置するために外壁に設けられた開口に対して、周囲の壁面を延長してできる面をいいます。 ※開口部の新設は対象外です。 ※実績報告時に、断熱性能が確認できる書類の提出が必要となります。（P15 参照） ※浴室全体改修時の浴室内の開口部の断熱改修は、浴室全体改修の補助金額に含まれるため併用できません。	〈開口部の数え方例〉 ※掃出し窓（引違い）の場合  内窓・外窓の場合 ：太 1 か所 ガラス交換の場合 ：太 1 枚
	ア. 内窓設置（既存の窓の内側に新たに窓を新設するもの及び既存の内窓を取り除き、新たな内窓に交換するもの） ※面積は内窓のサッシ枠の枠外寸法によるものとします。	
	大：掃出し窓など窓の面積が 2.8 m^2 以上のもの	12,000 円/か所
	中：腰窓など窓の面積が 1.6 m^2 以上 2.8 m^2 未満のもの	10,000 円/か所
	小：FIX 窓など窓の面積が 1.6 m^2 未満のもの	8,000 円/か所
	イ. 外窓交換（既存の窓等を取り除き、新たに窓を設置するもの） ※面積は設置する外窓のサッシ枠の枠外寸法によるものとします。	
	大：掃出し窓など窓の面積が 2.8 m^2 以上のもの	12,000 円/か所
	中：腰窓など窓の面積が 1.6 m^2 以上 2.8 m^2 未満のもの	10,000 円/か所
	小：FIX 窓など窓の面積が 1.6 m^2 未満のもの	8,000 円/か所
	ウ. ガラス交換（既存の窓に入ったガラスを取り除き、新たなガラスに交換するもの） ※面積はガラスの寸法によるものとします。	
	大：掃出し窓などガラスの面積が 1.4 m^2 以上のもの	5,000 円/枚
	中：腰窓などガラスの面積が 0.8 m^2 以上 1.4 m^2 未満のもの	4,000 円/枚
	小：FIX 窓などガラスの面積が 0.8 m^2 未満のもの	1,000 円/枚
	エ. ドア交換（既存のドア等を取り除き、新たなドアに交換するもの） ※面積は開き戸もしくは引戸の戸枠の枠外寸法によるものとします。	
	大：玄関ドアなどドアの面積が開き戸で概ね 1.8 m^2 以上、引き戸で概ね 3.0 m^2 以上のもの	18,000 円/か所
	小：勝手口ドアなどドアの面積が上記未満のもの	16,000 円/か所

次ページへ続く・・・

対象工事	要件	補助金額
外壁、屋根、天井 又は床の 断熱改修	外気に面する外壁、屋根、天井又は床のいずれかの部位に、熱伝導率が 0.052W/（m・K）以下のノンフロン製品である断熱材を用いる次に掲げるいずれかの工事であること。 ※実績報告時に、断熱性能が確認できる書類の提出が必要となります。 （P15 参照） ※浴室全体改修時の浴室内の外壁、屋根、天井又は床の断熱改修は、浴室全体改修の補助金額に含まれるため併用できません。 ＜断熱の考え方＞ ※例：外壁の場合  全体断熱： 外壁全体の断熱改修 部分断熱： 一の居室全体の断熱改修 ※物置は居室でないため、部分断熱の対象とはなりません。	
ア. 外壁断熱		
全体断熱（外気に面する外壁全体に、断熱材を用いる工事）		56,000 円/戸
部分断熱（一の居室の外気に面する外壁全体に、断熱材を用いる工事）		28,000 円/戸
イ. 屋根・天井断熱		
全体断熱（外気に面する屋根又は天井全体に、断熱材を用いる工事）		20,000 円/戸
部分断熱（一の居室の外気に面する屋根又は天井全体に、断熱材を用いる工事）		10,000 円/戸
ウ. 床断熱		
全体断熱（外気に面する床全体に、断熱材を用いる工事）		36,000 円/戸
部分断熱（一の居室の外気に面する床全体に、断熱材を用いる工事）		18,000 円/戸
＜ア～ウ共通：併用住宅の場合＞ - 全体断熱の場合は、補助金額が上記記載の 1/2 となります。 例（外壁全体断熱の場合）： 56,000 円/戸×1/2=28,000 円/戸 - 部分断熱の場合は、対象となる一の居室は居住の用に供する部分に限ります。		

前ページからの続き・・・

対象工事	要件	補助金額
高効率給湯器の設置	ヒートポンプ給湯器(エコキュート)、潜熱回収型ガス給湯器(エコジョーズ)、潜熱回収型石油給湯器(エコフィール)、電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯器(ハイブリット給湯器)を設置もしくは取替える工事であること。 ※燃料電池(エネファーム)は本補助金の対象外です。「住宅用再生可能エネルギー等導入促進事業補助金(令和7年度)」(環境部環境政策課)をご確認ください。	15,000 円/台
節水型トイレへの交換 	既存の便器を節水型トイレに交換する工事であること。 ※バリアフリー化工事の洋便器化と併用することはできません。	10,000 円/か所

Ⅲ. 子育て対応工事

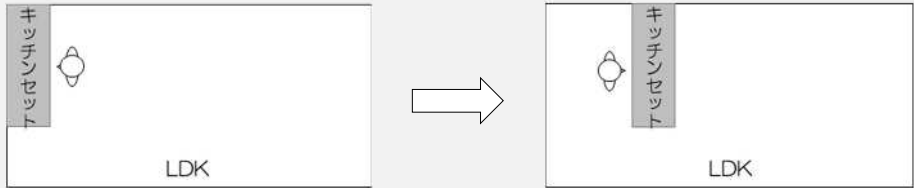
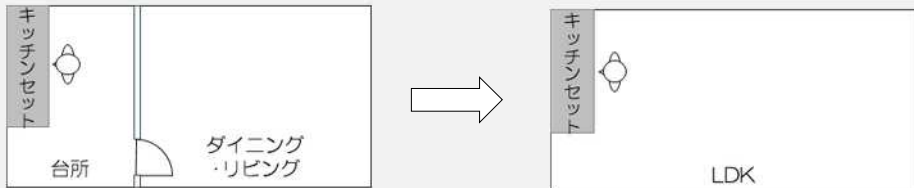
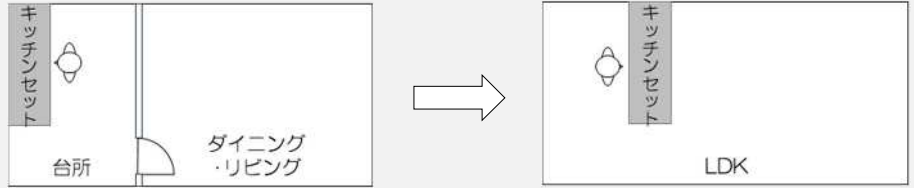
子育て世帯が、子育て環境の向上や改善、こどもの事故防止、こどもの見守り又は家事負担の軽減のために行う下記に掲げる工事

※子育て世帯の方のみ対象工事とすることができます。

対象工事	要件	補助金の額
こども部屋の増築	子ども部屋を新設又は拡張するために行う増築工事（床面積が増加する工事に限る）であること。 こども部屋：当該住宅に居住するこどもが就寝、勉強又は遊びのために専用で使用する壁、建具等で区画された室（こども専用の居室）	100,000 円/戸
内部改修	こどもの居住環境又は住宅機能の維持又は向上を図るための以下のいずれかのリフォーム工事であること 以下の①から③を併用することはできません。 【工事の例】 ・子ども部屋の床壁天井のクロス張り替え ・子ども部屋の造り付け家具の造作 ・一つの部屋に間仕切りを設置し、二つの子ども部屋に改修	
	①こども部屋において行う壁の造作 【工事の例】 ・こども部屋を仕切るための間仕切り壁の増設	50,000 円/戸
	②床・壁・天井のいずれか一面以上の張替 【工事の例】 ・こどもが使用するリビングの壁の張替	
	③以下のいずれかのリフォーム工事 ア キッズスペースの設置もしくは改修 キッズスペース：こどもが就寝、勉強又は遊びのために使用する場所 イ 収納スペースの設置もしくは改修 ※広さ確保のための工事もしくは棚板等の造作に限る ウ 床・壁・天井のいずれか一面以上の塗装 【工事の例】 ・リビングにキッズスペースを造作 ・リビングにキッズスペースとして使用する造り付け家具を造作 ・収納広さ確保のため収納スペースを新設 ・押入れをクローゼットに改修・棚板等を造作 ・こども部屋の壁の塗装	30,000 円/戸

次ページへ続く・・・

対象工事	要件	補助金の額
こどもの 事故防止工事	こどもが使用する部分で、こどもが当事者となる事故の防止、又は被害の軽減を図ることが主たる目的である次のいずれかの工事であること。なお、家具・機器等は <u>工事で設置する固定のもの</u> に限る。ただし、以下は除く。 ・バリアフリー化に該当する工事	
	①衝突事故防止 ア ドアストッパー／ドアクローザー設置 イ 造り付け家具の出隅面取り ※ア及びイの両方を行っても補助金の額は 5,000 円/戸です。	5,000 円/戸
	②落下防止 ア 落下防止柵／壁の設置	5,000 円/戸
	③指はさみ防止 ア 指詰め防止措置がとられた建具の設置 イ 建具への指はさみ防止ストッパーの設置 ウ 建具の吊元カバーの設置 ※ア～ウの複数の工事を行っても補助金の額は 5,000 円/戸です。	5,000 円/戸
	④進入・閉込防止 ア 浴室への進入を防止するための鍵の設置 イ 閉じ込め防止のための外から開錠できる鍵の設置 ウ チャイルドフェンスの設置 ※ア～ウの複数の工事を行っても補助金の額は 5,000 円/戸です。	5,000 円/戸
	⑤感電・火傷防止 ア シャッター付きコンセント設置 イ 火傷防止カバー付き水栓設置 ウ サーモスタット機能付き水栓設置 エ 安全装置付調理器設置(チャイルドロック等) ※ア～エの複数の工事を行っても補助金の額は 5,000 円/戸です。	5,000 円/戸
こどもを 見守りやすい 間取りへ変更	こどもを見守りやすい間取りとするための工事で、次のいずれかに該当する工事であること。	
	① 対面式キッチンへの変更 キッチンセットの交換を伴い、対面式キッチンへ変更する工事であること。	90,000 円/戸
	② キッチンに面したリビングへの変更 キッチン又はリビングの位置の変更を伴い、キッチンに面したリビングへ変更する工事であること。	50,000 円/戸

	<①：工事例> 補助金額 90,000 円 ・対面形式キッチンへの変更  工事前 工事後	
	<②：工事例> 補助金額 50,000 円 ・台所とダイニング・リビングの間の壁を撤去し、LDK に改修  工事前 工事後	
	<①と②併用：工事例> 補助金額 90,000 円+50,000 円→上限 100,000 円 ・台所とダイニング・リビングの間の壁を撤去し、LDK に改修、かつ対面形式キッチンへ入替  工事前 工事後	
家事負担の軽減に係る改修工事	子育てを行う上で家事負担の軽減を目的とした工事で、次のいずれかに該当する工事であること。 なお、家具・機器等は工事で設置する固定のものに限る。 対面式キッチンへの変更と併用できます。	
	① ビルトイン食器洗機設置	21,000 円/戸
	② ビルトイン自動調理対応コンロ設置	14,000 円/戸
	③ 掃除しやすいレンジフード設置	13,000 円/戸
	④ 宅配ボックス設置	11,000 円/戸

★ご注意ください★

○対象工事において使用する機器・材料は未使用品であるものが対象となります。既存の機器・部材の移設やリサイクル品の使用は、工事の対象となりません。

○対象工事は、一の工事ごとに同一工事業者に材工一括発注することが条件となります。

例)・手すりの材料と設置工事をA社、スロープの部材と取付け工事をB社に発注

⇒ 対象となる

・手すりの材料をA社、設置工事をB社に発注 ⇒ 対象とならない

・手すりを自ら購入、設置工事をA社に発注 ⇒ 対象とならない

○資材の購入のみでは補助の対象になりません。

○対象工事ごとに、複数の工事業者に発注することは可能です。

○本補助金は市内に本社、本店、支店、営業所がある法人又は市内の個人事業主（領収書の写し及び工事内訳証明書で市内の住所が確認できるものに限ります。）へ発注することが要件となります。

そのため、例えば個人事業主が自ら自宅を改修する場合は補助の対象となりません。（本人が代表を務める法人や本人とは別の個人事業主へ発注する場合は補助の対象となります。）

○市の他の補助制度の対象となっている工事の部分（補助対象経費に含まれている部分）は本事業の補助の対象となりません。ただし、それぞれの補助制度の対象となる工事の部分が違う箇所であれば、他の制度との併用は可能な場合があります。（同一の工事契約であっても、それぞれの補助を受ける工事費用（範囲）が明確に区分されていれば併給可能です。）

例1 （併給可能な例）

① 浴室改修工事：障がい者向け住宅リフォーム助成による補助金を活用

② トイレ改修工事：本事業の補助金を活用

例2 （併給可能な例）

① 浴室の手すり：介護保険を活用

② 浴室の外窓交換：本事業の補助金を活用

○本助成事業と空き家活用推進事業（リフォーム工事を申請する場合に限る）との併用はできません。

○国の住宅省エネ 2025 キャンペーン（子育てグリーン住宅支援事業・先進的窓リノベ 2025 事業・給湯省エネ 2025 事業・賃貸集合給湯省エネ 2025 事業）との併用は可能です。

○一の工事は、複数の対象工事の対象となりません。

例)・こども部屋の床改修は、子育て対応工事の対象です（クッション床敷きにしてもバリアフリー化の対象とはなりません）。

・和式便器から洋式便器への改修に伴い、節水型トイレを設置した場合は、バリアフリー化工事の対象です（節水型トイレの補助金を加算することはできません）。

※ただし、工事部分及びその目的が異なる場合は、複数の対象工事の対象となる場合がありますが、工事内訳証明書で工事費を明確に区分することが必要です。

例)・居室の床改修に伴い、断熱改修、段差の解消および転倒事故防止工事（クッション性のある床材に改修）を行う場合は、それぞれ対象工事とすることができます

4. 申請に必要な書類

- ★申請に必要な部数は **1部** です。書類は返却できませんので、あらかじめ **コピー** をお取りください。
- ★記入例・写真撮影例を参考に作成してください。

提出が必要な方	必要な書類
すべての方	1 補助金交付申請書 p.19~23 参照 【様式第1号（第一面～第五面）】
	2 対象工事を行う住宅の全景写真（カラー写真） p.24 参照 撮影の注意事項 ・居住の用に供されていることが確認できること ・住宅の建て方（戸建て住宅もしくは共同住宅・長屋など）が確認できること ・申請時点の状況が確認できること ※低画質のカメラ利用や、夕暮れ・夜間、逆光、ピントが合わない状態での撮影などで不鮮明な写真は提出書類として認められません。

★写真の提出方法について★

- ・申請時は【全景写真】のみで申請可能です。
- ・**実績報告時に、【工事前写真】【工事後写真】の両方が必要**となります。
【工事前写真】の不足があると、その部分を補助対象にすることができません。

※工事内容によっては、対象工事の施工状況が確認できる工事中の写真などが必要となる場合があります (P15 参照)。

撮り忘れると【工事前写真】【工事後写真】があっても補助対象とできない場合がありますのでご注意ください。

★交付決定後に対象工事を追加し補助金の増額を希望する場合★ New

- ・補助金交付変更申請書（別記様式第5号）を提出し、補助金交付変更決定通知を受けることで補助金額の増額変更を行うことができます。
- ・ただし、追加を希望する対象工事に着手していないことが条件となり、**変更決定通知書が交付されるまで追加を希望する対象工事に着手することはできません**。工事スケジュールと調整のうえ、ご検討ください。

※補助金額が減額となる場合や補助金額に変更がない場合は、変更申請書の提出は不要です。実績報告書類にて実際の工事内容を記入してください。

5. 実績報告に必要な書類

★実績報告に必要な部数は **1部** です。書類は返却できませんので、あらかじめ **コピー** をお取りください。

★記入例・写真撮影例を参考に作成してください。

提出が必要な方	必要な書類
すべての方	① 実績報告書 p.25 参照 【様式第3号】 ※交付決定（変更）後に工事内容が変更となり、対象工事が減った場合、補助金額は減額となりますが、対象工事が増えても、補助金額は増額されません。 なお、追加する対象工事に未着手の場合は変更申請ができる場合がありますので、13 ページを参照ください。
	② 工事内訳証明書 p.26～27 参照 【様式第3号の2】 ・ 工事業者の所在地は、新潟市内 であること。 ・ 工事費総額（税抜き）は補助金額以上であること。 ※工事業者が工事内容と領収書の内訳を証明する書類です。 ※工事業者が複数いる場合は、業者ごとに作成してください。
	③ 領収書の写し p.29 参照 New ・ 工事業者の所在地は、新潟市内 であること。 ・ 発注者（＝申請者）宛になっていること。申請者名の入った連名も可。 ・ 工事内訳証明書の工事費総額に消費税を加えた額以上の額であることが確認できること。 ・ 領収書の発行日（工事代金の領収日）が確認できること。 ※原則として交付決定日以降であること。ただし、交付決定日以前の日付の場合は、交付決定日前に発行されたことに対し、合理的理由があることを記載してください。例）「契約時金」「前払金」など
	④ 対象工事を行う箇所の工事前写真（カラー） p.30 参照 ・ 申請時点の状況が確認できること。 ・ 申請した工事箇所は全て撮影してください。 工事前写真を撮り忘れてしまった場合、原則、補助金の対象とできません。
	⑤ 対象工事が行われたことが確認できる工事後写真（カラー） P.31 参照 ・ 工事前の写真と比較して、対象工事が行われたことが 明確に確認できる写真 であること ・ 工事写真に不備がある場合、補助金の交付はできません。
工事前後写真（④・⑤）についての注意事項 撮影の注意事項 ・ 申請した箇所は全て撮影すること。 ・ 工事前後写真はできるだけ 同じアングルで撮影 すること。 ・ 低画質のカメラ利用や、夕暮れ・夜間、逆光、ピントが合わない状態での撮影などで不鮮明な写真や、家具や遮蔽物等により工事前の状況が確認できない写真は、提出書類として認められません。 提出時の注意事項 ・ 各写真は A4判 サイズ以上の大きさに提出してください。 ・ 工事前後写真には 工事名称、工事前後、箇所名などの説明を記入 してください。 例）リビング内窓大設置工事（施工前）、寝室断熱改修工事（施行中）など 説明のないものは提出書類として認められません。 ・ 窓の断熱改修工事は、工事写真にサイズ（大・中・小）を記入 してください。	

6 市税納税証明書（新潟市制度用）コピー可 p.28 参照

- ・ 申請者の氏名と工事場所の住所が記載されたもの。
- ・ 令和7年度に発行されたもの。

※居住予定で申請した場合は、住民異動の届出をしてから取得してください。

参考） 市税納税証明書の取得について

【発行窓口】古町ルフル3階（市民税課）、各区役所（中央区役所を除く）、出張所の窓口
（居住区でなくても取得できます）

【発行手数料】1部 300円

【代理申請】本人、世帯員以外の代理申請は委任状が必要です。

委任者が署名押印した委任状と代行者の本人確認書類を発行窓口にお持ち下さい。

【交付請求書・委任状の入手方法】発行窓口にて配布、新潟市ホームページにてダウンロード

（ 新潟市 納税証明書交付 で検索）

[様式など詳細はこちら](#)

※郵送申請・電子申請が可能です。コンビニ交付はできませんのでご了承ください。

※1か月以内に納税（口座振替を含む）した方は、納税したことが確認できない場合がありますので、お手数でも必ず領収書または口座振替された通帳の写しを証明書発行窓口にお持ちください。なお、上記など証明書を当日発行できない場合がありますので、
期日に余裕を持って取得いただくようお願いします。

※詳しくは市民税課管理・証明係（025-226-2243）までお問い合わせください。



7 子育て世帯又は高齢者世帯であることが確認できる書類

- ・ 子ども又は高齢者の氏名、住所（工事場所のもの）、生年月日が分かるもの

【書類の例】 ①住民票の写し（コピー可）
②運転免許証のコピー
③健康保険証（表面、裏面とも）のコピー
④マイナンバーカード（表面のみ）のコピー
⑤学生証のコピー
⑥母子健康手帳（世帯に妊娠している方がいる場合）
表紙及び氏名・住所が確認できるページのコピー
・妊娠している人がいることが確認できること
・妊娠している人の氏名及び住所が確認できること

すべての方

8 居住の用に供する部分を改修したことが確認できる書類

- ・ 居住部分と改修部分が分かるもの
- 【書類の例】
- ・ 居住部分と居住以外の部分および改修部分が分かる図面
 - ・ 改修した部分が居住部分であることが明確に分かる写真

併用住宅・
併用住戸の
場合のみ

9 その他市長が必要と認める書類

※対象となる住宅や世帯状況、工事内容などにより、上記書類のほかに、審査に必要な資料を求めることがあります。

※工事前後の写真のみでは判別しにくい場合は、工事中の写真を求めることがあります。

該当者のみ

■工事内容によって必要な追加書類

工事内容によっ
て提出するもの

p.16 参照

- ・ 対象工事の内容によって追加書類が必要な場合があります。
16ページの追加書類一覧を確認してください。
- ・ 追加書類に不備がある場合、補助金の交付はできません。

6. 工事内容によって必要な追加書類一覧

対象工事によって、実績報告時に下記の追加書類が必要となります。（P32 参照）

対象工事	実績報告時
バリアフリーリフォーム	
段差の解消	段差にスケールを当てた写真（工事前後とも）
床のノンスリップ化	「滑りにくい」の記載のあるカタログページ
クッション床敷き	「クッション性あり」の記載があるカタログページ
人感センサー付き玄関照明	当該機能付きと記載があるカタログページ
通路・開口部の拡幅、建具改修	開口幅にスケールを当てた写真（工事前後とも）
浴室全体改修	・バリアフリー化、省エネ化工事の各項目の追加書類 ・浴槽またぎ高さの改善を選択した場合：またぎ高さにスケールを当てた写真（工事前後とも） ・高断熱浴槽、節湯水栓を選択した場合：当該機能付きと記載があるカタログページおよび当該部分の写真
浴室又は脱衣室の暖房機設置	カタログまたは暖房スイッチの写真
省エネ化リフォーム	
内窓設置	内窓と外窓の区別が分かる写真、納品書もしくは性能証明書※、ラベルシールの写真のいずれか
外窓交換	納品書、性能証明書※、ラベルシールの写真のいずれか
ガラス交換	納品書、性能証明書※、ガラスの断熱性能を表示した伝票が貼ってあるガラスの写真のいずれか
ドア交換	納品書、性能証明書※、ラベルシールの写真のいずれか
断熱材敷込	断熱材の敷込前後が確認できる工事中的写真
断熱材一体型の外壁など	熱伝導率が確認できるカタログおよび納品書や材料の製品名の分かる写真
全体断熱	すべての施工面が写った写真
部分断熱	一の居室全体で断熱改修が行われたことが確認できる写真や図面など
高効率給湯器の設置	銘板など製品名や品番の分かる写真、納品書のいずれか
節水型トイレへの交換	節水型トイレであることが確認できるカタログページ
子育て対応リフォーム	
内部改修	クロスの張替え、塗装工事など、工事前後の写真で判別しにくい場合は、工事中的写真
サーモスタット式水栓	当該機能付きと記載があるカタログページ
安全装置付調理器	当該機能付きと記載があるカタログページや当該機能が確認できる写真
ビルトイン食器洗機	設置した食器洗機の内部が分かる写真
ビルトイン自動調理対応コンロ	当該機能付きと記載があるカタログページや当該機能が確認できる写真
掃除しやすいレンジフード	「掃除しやすい」の記載があるカタログページ

※窓などの性能証明書には、対応する工事写真が分かるように番号や記号を記入してください。

7. その他申請にあたっての注意事項

●市の他の補助金等との併給について

- ・本事業による補助金は、市の他の補助制度と重複して受けることはできません。
ただし、補助対象となる工事の部分がそれぞれ異なる部分であれば、併用が可能な場合があります。
- ・令和6年度以降に健康すまいリフォーム助成事業または空き家活用推進事業（リフォーム工事に限る）の補助金の交付を受けた方は申請できません。（補助金の交付を受けることができるのは「人」・「住宅」ともに一度のみとなります。）
- ・国の住宅省エネ2025キャンペーン（子育てグリーン住宅支援事業・先進的窓リノベ2025事業・給湯省エネ2025事業・賃貸集合給湯省エネ2025事業）との併用は可能です。

●補助事業により取得した不動産等の適切な維持管理と関係書類の保管について

- ・補助事業により取得又は効用の増加した不動産等については、耐用年数を勘案した適当な期間中、善良な管理者の注意をもって適切に管理する必要があるとともに、市長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反した使用・譲渡・交換・貸付・又は担保にすることはできません。
- ・本補助金に関する見積書や領収書その他対象工事の経費に関する書類は、5年間保管する必要があります。

●補助金交付の取消し・返還について

- ・補助金の交付を受けた方が、偽りの申請を行っていた場合や、要綱の規定に違反した場合などは、補助金交付の決定を取り消すことがあります。
- ・交付決定を取り消した際、既に補助金が交付されている場合は、交付された補助金の返還を求めます。

●アンケートなどへの協力について

- ・本補助金の交付を受けた方には、市からのアンケートや調査などの協力をお願いすることがあります。

●その他

- ・市で工事業者を紹介・あっ旋やリフォーム工事の標準価格を示すことはできません。
- ・悪質リフォーム業者による被害報告が増加しています。消費者トラブルを防ぐため、工事の契約にあたっては内容を十分に確認したうえで複数社の見積もりをとるなどし、締結することが重要です。
- ・工事中の騒音や車両の出入りなどによって、近隣とトラブルになるケースが見受けられます。工事の方法などは十分に検討してください。
- ・住宅リフォームに関する見積相談などは下記に相談することができます。



住まいのダイヤル 0570-016-100（通話料がかかります）

公益財団法人 住宅リフォーム・紛争処理支援センター（法律に基づき国土交通大臣から指定を受けた住宅専門の相談窓口です）

8. よくある質問

No	質問	回答
提出書類について		
1	申請時に提出する全景写真について、マンションの場合はマンション自体の外観で良いか。	共同住宅であることを確認するため、マンション自体の外観写真を提出してください。
2	申請した工事期間からずれが生じた場合は、実績報告時に正しい日付を記入すれば良いか。	申請時に記入いただく期間は予定ですので、実績報告時に正しい日付を記入してください。 なお、交付決定前に着手した工事は対象となりませんので、ご注意ください。
3	対象世帯であることを確認する書類は申請者のものが必要か。	申請者に限らず対象住宅に居住することもや高齢者の氏名、住所、生年月日が確認できる書類を提出してください。
4	工事代金を振り込みで支払ったため領収書を発行してもらっていないが、振込明細書等で代えることはできるか。	できません。工事業者から領収書を発行してもらってください。 なお、クレジット払いで領収書の発行がされない場合には、レシート及びカード利用明細を提出してください。
対象工事について		
5	浴室全体改修について、バリアフリー化もしくは省エネ化の複数の項目を満たした場合は、重複して申請することはできるか。	バリアフリー化、省エネ化ともいずれか1つ以上の項目を満たしていれば良いですが、複数の項目を満たしていたとしても重複して申請することはできません。
6	外窓の交換について、開口部の新設は対象外とあるが、フルリノベで間取りが変わった場合、窓のか所数が一緒であれば対象とできるか。	場所が完全に変わっているものについては対象外です。既存の窓にかかる部分の外窓の交換のみが対象となります。 間取りが大きく変わった場合、改修前後の図面を求めることがあります。
7	壁の断熱改修について、部分断熱は2面に面する角部屋でないと対象とならないのか。	部分断熱は該当する居室の外気に面する部分全てを改修すれば良いため、外気に面する面が1面であれば1面の改修で良いです。
8	床・壁・天井などの部分断熱改修について、トイレは対象となるか。	トイレは居室でないため対象外です。 なお、浴室・脱衣室はヒートショック対策として、本事業においては居室とみなします。
9	子育て対応工事の内部改修について、こども部屋を作るための壁の造作とリビングの壁の張替えを行った場合、補助金額は各5万円で合計10万円となるか。	子育て対応工事の内部改修は、それぞれ併用することができません。そのため、両方の工事を行った場合であっても補助金額は5万円となります。
10	子育て対応工事の内部改修について、リビングの一角にこどもが専用で勉強のために使用するスペースを造作するが、補助金額は5万円となるか。	こども部屋は「当該住宅に居住することもが就寝、勉強又は遊びのために専用で使用する壁、建具等で区画された室」としています。リビングの一角にスペースを造作する場合、こども専用の居室ではないため、キッズスペースの設置に該当し補助金額は3万円となります。

（宛先）新潟市長

1 （記入日） 2025 年 5 月 1 日

2 （申請者）

現住所	〒 951-1234
建物名、号室	新潟市中央区新島町通 1 2 3 - 4 5 6
ふりがな	はなの こまち
氏名	花野 古町
生年月日	2000 年 12 月 21 日
電話番号	1 2 3 - 2 3 4 5 - 3 4 5 6
Email	abc@def.com

新潟市健幸すまいるリフォーム助成事業 補助金交付申請書

健幸すまいるリフォーム助成事業補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。
なお、本申請書及び添付書類に記載の事項は事実と相違ありません。

3 工事場所	☒ 現住所と同じ	区
	☐ 現住所と異なる	
4 住宅の種別	☒ 専用住宅	⇒ ☐ 併用住宅・併用住戸 ⇒ ☐ 居住部分で行う工事です。
	☐ 併用住宅・併用住戸	
5 住宅の建て方	☒ 戸建て住宅	☐ 共同住宅・長屋等
	☒ 子育て世帯 （高校3年生相当年齢までの子ども又は妊娠している方が同居する世帯）	☐ 高齢者世帯 （65歳以上の方が同居する世帯）
6 補助対象世帯		
7 補助金申請額	100,000 円	
補助金申請額内訳	別記様式第1号（第二面）から（第五面）「工事仕様書・補助金額計算シート」のとおり	
着手予定年月日	2025 年 6 月 1 日	
完了予定年月日	2025 年 6 月 30 日	
補助対象要件に関する確認	☒	申請内容は要綱に定める各条項に適合します。
確認事項	☒	本人及びその世帯員に暴力団員又は暴力団等と関係を有する者はいません。また、必要に応じて市が警察に照会する場合は、別途必要な書類の提出を行います。

本補助事業に係る申請等事務手続きの一切について、下記の者を代行者として委任します。

10 手続代行者	所在地	〒 951-8554 新潟市中央区古町通7-1010	
	会社名	(株)健幸すまい	
	ふりがな	ささの だんご	電話番号 025-226-2815
	担当者名	笹野 団五	Email jukankyo@city.niigata.lg.jp

補助金交付申請書の記入例

必須

1	申請書類の記入日を記入してください。申請書の提出日と同じ必要はありません。
2	申請者の現在の住所・氏名・生年月日・電話番号（日中連絡が取れる番号）・Eメールアドレス（ある方をみ）を記入してください。 ※交付決定通知は、この欄に記載された住所に郵送します。
3	②に記入した住所で工事を行う場合は、「現住所と同じ」に✓を入れてください。 居住予定の場合で現住所と工事場所が異なる場合は、「現住所と異なる」に✓を入れ、工事場所の住所を記入してください。
4	工事を行う住宅の種別を記入してください。 ※戸建住宅において、住宅以外の用途の部分があるものを「併用住宅」、共同住宅・長屋の住戸において、住宅以外の用途があるものを「併用住戸」といいます。 併用住宅・併用住戸の場合は、居住部分で行う工事であることを確認の上、✓を入れてください。
5	工事を行う住宅の建て方に✓を入れてください。（住宅の建て方はp2をご確認ください。）
6	該当する補助対象世帯に✓を入れてください。 ※いずれにも該当しない場合は、補助の対象とはなりません。
7	補助金申請額を記入してください。（第二面）の補助金申請額と一致することを確認してください。 ※交付決定（変更）後に工事内容が変更となり、対象工事が減った場合、補助金額は減額となりますが、対象工事が増えても、補助金額は増額されません。
8	工事の着手予定年月日・完了予定年月日を記入してください。 ※申請受付から交付決定まで概ね2週間程度かかります。 余裕をもった予定としてください。 ※令和8年3月13日（金）までに実績報告書の提出がない場合、補助金は交付されません。
9	各条項とは以下の13項目です。必ず全てを確認したうえで申請書に✓を入れてください。 ☐ 申請者及び工事を行う住宅はいずれも、過去に本事業、実績報告書を提出します。 ☐ 要綱第14条の規定により、交付決定の取消しに係る部分に関し既に交付された補助金の返還を命じられた場合は、定められた期限までに返還します。 ☐ 補助事業における経費の収支を明らかにした書類及び帳簿を備え、当該工事の完了した会計年度の終了後5年間保存します。 ☐ 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産等の耐用年数を勘案して適当な期間、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、市長の承認を受けないうちに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保にすることはできません。 ☐ 市長が必要と認めた場合は、その求めに応じ、補助事業に係るアンケート、報告、資料の提出、担当職員による現地調査等に協力します。 ☐ 対象工事に係る機器及び材料は未使用品です。
10	手続きを代行者に委任する場合は記入してください。 ※不届があった場合すみやかに対応いただくため、「日中連絡が取れる電話番号」を記入してください。 一定期間対応のない場合は、不交付決定となり補助金が交付されない場合があります。

別記様式第1号（第二面）（第6条関係）

工事仕様書・補助金額計算シート

1

＜工事業者＞

工事業者①	所在地	新潟市中央区古町通7-1010			
	会社名	(株)健幸すまい			
	実施工事	☐ バリアフリー工事	☒ 子育て対応工事	☒ 省エネ化工事	
工事業者②	所在地				
	会社名				
	実施工事	☐ バリアフリー工事	☐ 子育て対応工事	☐ 省エネ化工事	
工事業者③	所在地				
	会社名				
	実施工事	☐ バリアフリー工事	☐ 子育て対応工事	☐ 省エネ化工事	

＜補助金申請額の算定＞

工事の種類	補助金額計	補助金額合計 (①+②+③)
1. バリアフリー化工事	0 円 ①	
2. 子育て対応工事	60,000 円 ②	
3. 省エネルギー化工事	44,000 円 ③	5 104,000 円 ④

↓

補助上限額	
100,000 円 ⑤	

↓

補助金申請額 ④と⑤のいずれか小さい額 (10,000円以上で申請可)	
6 100,000 円	

必須

補助金交付申請書（工事仕様書・補助金額計算シート）の記入例

	工事業者の所在地、会社名を記入してください。 ※所在地は新潟市内であることを確認してください。 本社が市外、対象工事を行う支店が市内の場合、この欄には支店の所在地と会社名を記入してください。 本補助事業にかかる実施工事を✓してください。 ※複数の工事業者に依頼する場合は、②③の欄を使用し、それぞれ記入してください。
1	
2	第三面（19ページ参照）の「バリアフリー化工事 補助金額計」の金額を記入してください。
3	第四面（20ページ参照）の「子育て対応工事 補助金額計」の金額を記入してください。
4	第五面（21ページ参照）の「省エネルギー化工事 補助金額計」の金額を記入してください。
5	バリアフリー化工事、子育て対応工事、省エネルギー化工事の補助金額の合計を記入してください。
6	補助金額の合計と補助上限額（10万円）のいずれか小さい額をご記入ください。 補助金申請額が1万円以上となっていることをご確認ください。

別記様式第1号（第三面）（第6条関係）				
工事仕様書・補助金額計算シート（バリアフリー化工事）				
1. バリアフリー化工事				
改修内容		工事か所数	補助単価	補助金額
☐	浴室全体改修			
☐	バリアフリー・省エネ化の両方を満たす		74,000円/戸	2円
☐	バリアフリー・省エネ化のいずれかを満たす		50,000円/戸	円
☐	手すり設置		5,000円/戸	円
☐	段差解消/スロープ設置		5,000円/戸	円
☐	転倒事故防止		5,000円/戸	円
☐	通路・開口部拡張/建具改修		5,000円/戸	円
☐	エレベーター/階段昇降機設置		50,000円/戸	円
☐	浴室/脱衣室の暖房設置		5,000円/戸	円
☐	洋便器化		20,000円/戸	円
①バリアフリー化工事 補助金額計			3	0円

1	実施する工事に✓してください。
2	1で✓を入れた工事について、補助単価の金額を記入してください。
3	2で記入した補助金額の合計額を記入してください。 ここに記入した金額を第二面（18ページ参照）の2番の欄に記入してください。

★間違いやすいポイント★

＜補助金額＞

- バリアフリーリフォームの補助単価は全て「一戸当たり」です。
同一の項目で複数の工事を行っても補助金額は増えません。
- 例) 手すり設置 (2か所)、段差解消工事を行う場合
○：手すり設置：5,000円＋段差解消：5,000円＝10,000円
×：手すり設置：5,000円×2か所＋段差解消：5,000円＝15,000円

＜ユニットバス設置（浴室全体改修）を選択する場合＞

- 浴室内で行うバリアフリー化（手すりの設置、段差の解消・スロープの設置、床ノンスリップまたはクッション床敷き、開口部拡張/建具改修、浴室暖房機の設置）、省エネ化（開口部の断熱改修、壁・床・屋根・天井の断熱改修）については、いずれも併用することはできません。
- 例) ユニットバス設置（手すり、段差解消、内窓取付を含む）工事を行う場合
○ ☒ ユニットバス設置（バリアフリー・省エネ化の両方を満たす）
× ☒ ユニットバス設置（バリアフリー・省エネ化の両方を満たす）
+ ☒ 段差解消/スロープの設置
- 例) ユニットバス設置（手すり、段差解消）と脱衣室の暖房機設置工事を行う場合
○ ☒ ユニットバス設置（バリアフリー・省エネ化の両方を満たす）
+ ☒ 浴室/脱衣室の暖房設置

別記様式第1号（第四面）（第6条関係）

工事仕様書・補助金額計算シート（子育て対応工事）

2. 子育て対応工事			補助金額
改修内容	工事か所数	補助単価	
1 ☐ こども部屋の増築		100,000円/戸	2 円
☐ 内部改修			
☒ こども部屋の壁造作		50,000円/戸	50,000 円
☐ 床・壁・天井の張替			
☐ キッズスペース他リフォーム		30,000円/戸	
こどもの事故防止工事			
☒ 衝突事故防止		5,000円/戸	5,000 円
☒ ドアストッパー/ドアクロザー			
☐ 造付家具の出隅面取			
☒ 落下防止		5,000円/戸	5,000 円
☒ 落下防止手すりの設置			
☐ 指はさみ防止			
☐ 建具の設置		5,000円/戸	円
☐ ストッパーの設置			
☐ 吊元カバーの設置			
☐ 進入・閉込防止		5,000円/戸	円
☐ 進入・閉込防止鍵			
☐ チャイルドフェンスの設置			
☐ 感電・火傷防止		5,000円/戸	円
☐ シャッター付きコンセント			
☐ 火傷防止カバー付水栓		5,000円/戸	円
☐ サーモスタット式水栓			
☐ 安全装置付調理器			
こどもを見守りやすい間取りへ変更			
☐ 対面式キッチンへの変更		90,000円/戸	円
☐ キッチンに面したリビングへの変更		50,000円/戸	円
家事負担の軽減に係る改修工事			
☐ ビルトイン食器洗機設置		21,000円/戸	円
☐ ビルトイン自動調理対応コンロ設置		14,000円/戸	円
☐ 掃除しやすいレンジフード設置		13,000円/戸	円
☐ 宅配ボックス設置		11,000円/戸	円
②子育て対応工事 補助金額計			3 60,000 円

補助金交付申請書（子育て対応リフォーム工事）の記入例

必須

1	実施する工事に✓してください。 衝突事故防止、落下防止、指はさみ防止、進入・閉込防止、感電・火傷防止については、詳細な工事の内容（衝突事故防止の場合：ドアストッパー/ドアクロザーや造付家具の出隅面取など）も✓してください。
2	1で✓を入れた工事について、補助単価の金額を記入してください。
3	2で記入した補助金額の合計額を記入してください。 ここに記入した金額を第二面（18ページ参照）の3番の欄に記入してください。

★間違いやすいポイント★

<補助金額>

• 子育て対応リフォームの補助単価は全て「一戸当たり」です。
同一の項目で複数の工事を行っても補助金額は増えません。

例) ドアストッパーの設置（衝突事故防止）、シャッター付きコンセント（感電・火傷防止）、火傷防止カバー付水栓（感電・火傷防止）工事を行う場合

○ ☒ ドアストッパー/ドアクロザー（衝突事故防止）：5,000 円
+ ☒ シャッター付きコンセント・火傷防止カバー付水栓（感電・火傷防止）：5,000 円
= 10,000 円

× ☒ ドアストッパー/ドアクロザー（衝突事故防止）：5,000 円
+ ☒ シャッター付きコンセント（感電・火傷防止）：5,000 円
+ ☒ 火傷防止カバー付水栓（感電・火傷防止）：5,000 円
= 15,000 円

工事仕様書・補助金額計算シート（省エネ化工事）

3. 省エネ化工事

改修内容		工事箇所数	補助単価	補助金額
開口部の断熱改修				
1	内窓設置（大）	2	12,000円/か所	24,000円
	内窓設置（中）	2	10,000円/か所	20,000円
	内窓設置（小）	か所	8,000円/か所	円
	外窓交換（大）	か所	12,000円/か所	円
	外窓交換（中）	か所	10,000円/か所	円
	外窓交換（小）	か所	8,000円/か所	円
	ガラス交換（大）	枚	5,000円/枚	円
	ガラス交換（中）	枚	4,000円/枚	円
	ガラス交換（小）	枚	1,000円/枚	円
	ドア交換（大）	か所	18,000円/か所	円
	ドア交換（小）	か所	16,000円/か所	円
外壁、屋根、天井又は床の断熱改修（専用住宅の場合）				
	外壁（全体断熱）		56,000円/戸	円
	外壁（部分断熱）		28,000円/戸	円
	屋根・天井（全体断熱）		20,000円/戸	円
	屋根・天井（部分断熱）		10,000円/戸	円
	床（全体断熱）		36,000円/戸	円
	床（部分断熱）		18,000円/戸	円
外壁、屋根、天井又は床の断熱改修（併用住宅の場合）				
	外壁（全体断熱）		28,000円/戸	円
	外壁（部分断熱）		28,000円/戸	円
	屋根・天井（全体断熱）		10,000円/戸	円
	屋根・天井（部分断熱）		10,000円/戸	円
	床（全体断熱）		18,000円/戸	円
	床（部分断熱）		18,000円/戸	円
高効率給湯器				
	高効率給湯器の設置	台	15,000円/台	円
節水型トイレ				
	節水型トイレへの交換	か所	10,000円/か所	円
③省エネ化工事 補助金額計				44,000円

必須

補助金交付申請書（省エネ化リフォーム工事）の記入例

1	実施する工事に✓してください。 開口部の断熱改修の場合、それぞれ大ききごとに✓を入れてください。
2	1で✓を入れた工事について、工事を実施するか所または枚数を記入してください。
3	＜開口部の断熱改修、高効率給湯器の設置の場合＞ 2で記入した工事個所に補助単価を乗じた金額を記入してください。 ＜外壁、屋根、天井又は床の断熱改修の場合＞ 1で✓を入れた工事について、補助単価の金額を記入してください。
4	2で記入した補助金額の合計額を記入してください。 ここに記入した金額を第二面（18ページ参照）の4番の欄に記入してください。

★間違いやすいポイント★

＜補助金額＞

- ・開口部の断熱改修の補助単価は「か所（枚）当たり」です。
改修を行ったか所数により補助金額が決まります。
例) 掃出し窓の内窓設置（2か所）、腰窓の内窓設置（2か所）工事を行う場合
○ 内窓設置（大）：2か所×12,000円/か所
+ 内窓設置（中）：2か所×10,000円/か所 = 44,000円
- ・外壁、屋根、天井又は床の断熱改修の補助単価は「一戸当たり」です。
同一の項目で複数の工事を行っても補助金額は増えません。
例) 居間の断熱改修（壁・床）を行う場合
○ 外壁（部分断熱）：28,000円
+ 床（部分断熱）：18,000円 = 46,000円
- 例) 居間の断熱改修（壁）と寝室の断熱改修（壁）を行う場合
○ 外壁（部分断熱）※居間と寝室：28,000円
× 外壁（部分断熱）※居間：28,000円
+ 外壁（部分断熱）※寝室：28,000円 = 56,000円



【注意】写真撮影について（共通）

- **住宅の種類別**（専用住宅または併用住宅・併用住戸）と**住宅の建て方**（戸建て住宅または共同住宅・長屋等）を確認するためのものです。
- マンションなど共同住宅の場合は、建物全体を写してください。
- 撮影日は問いませんが、申請時点の状況が確認できるものを提出してください。
- 写真の大きさは**判断程度以上**としてください。
- 写真は**対象物が明確に確認できるもの**としてください。
- 写真が小さすぎる、ぼやけている、かすれている、逆光、暗いなどにより状況確認ができない場合は、申請の受付ができません。
- 白黒写真は認められません。必ず**カラー**で撮影・提出してください。

（宛先）新潟市長

（申請者）

住所	〒 951-1234 新潟市 中央 区
建物名、号室	新島町通123-456
ふりがな	はなの こまち
氏名	花野 古町
電話番号	123-2345-3456
Email	abc@def.com

新潟市健康すまいるリフォーム助成事業 実績報告書

健康すまいるリフォーム助成事業補助金について、補助事業が完了したので次のとおり報告します。
なお、本報告書及び添付書類に記載の事項は事実と相違ありません。

交付決定日及び番号	3	2025 年	5 月	14 日	第	777777	号
着手年月日	4	2025 年	5 月	20 日			
完了年月日	5	2025 年	6 月	20 日			

<補助金の額の算定>

バリアフリー化工事にかかる補助金額小計	①	様式第3号の2（第一面から転記）	円
子育て対応工事にかかる補助金額小計	②	様式第3号の2（第二面から転記）	円
省エネ化工事にかかる補助金額小計	③	様式第3号の2（第三面から転記）	円
合計（①+②+③）	④		円
交付決定額	⑤		円
補助金の額 （④か⑤のいずれか小さい額）			円

金融機関名	8	〇×△	銀行	新潟	支店				
預金種類 口座番号	☒ 普通 ☐ 当座	口座番号	1	2	3	4	5	6	7
フリガナ	ハナノ コマチ								
名義人	花野 古町								

※振込先の名義人は原則として、申請者と同一としてください。

実績報告書（様式第3号）の記入例

必須

1	申請書類の記入日を記入してください。実績報告書の提出日と同じ必要はありません。
2	申請者の現在の住所・氏名・生年月日・電話番号（日中連絡が取れる番号）・Eメールアドレス（ある方のみ）を記入してください。 ※申請時に居住予定だった場合は、引越し後の住所（工事場所）を記載してください。
3	交付決定通知書に記載された日付・番号を記入してください。
4	補助対象工事に着手した日付を記入してください。 ※「交付決定日」より前の日付の場合、事前着手となり補助金交付ができません。
5	事業が完了した日付（工事内訳証明書の証明日および領収書の発行日以降）を記入してください。
6	各工事にかかる補助金額の合計を工事内訳証明書から転記してください。
7	交付決定通知書に記載された「交付決定額」を記入してください。
8	補助金の交付先を記入してください。（口座振込みとなります。） ※振込みは、原則として申請者名の口座となります。 ※申請者の同居家族の場合に限り、別途委任状を提出することで申請者名以外の口座に振り込みをすることができ、お問い合わせください。なお、工事業者など申請者の同居家族以外の口座に補助金を振り込むことはできません。

別記様式第3号の2（第一面）（第11条関係）

(証明日)

1

2025 年 6 月 20 日

(宛先)

新潟市長

2

(工事業者)

〒 951-8554

新潟市中央区古町通7-1010

会社名 株式会社 新潟 代表取締役 新潟 太郎

電話番号 025-226-2815

担当者名 笹野 団五

Email jukankyo@city.niigata.lg.jp

工事内訳証明書

健康すまいリフォーム助成事業の申請に係る工事の内容及び工事費の内訳は工事の内容及び内訳明細表のとおりであること、また、添付の領収書には本証明書の内容を含むことを証明します。

対象工事にかかると
工事費総額

3

1,000,000

円 (税抜)
(A) + (B) + (C)

工事の内容及び内訳明細表

1. バリアフリー化工事

改修内容	工事か所数	補助単価	補助金額	工事費 (税抜)
4				
浴室全体改修				
☐ バリアフリー化の面方を満たす		74,000円/戸	6	7
☐ バリアフリー化のいすれかを満たす		50,000円/戸		
☐ 手すり設置		5,000円/戸		
☐ 段差解消/スロープ設置		5,000円/戸		
☐ 転倒事故防止		5,000円/戸		
☐ 通路・開口部拡張/建具改修		5,000円/戸		
☐ エレベーター/階段昇降機設置		50,000円/戸		
☐ 浴室/脱衣室の暖房設置		5,000円/戸		
☐ 洋便器化		20,000円/戸		
バリアフリー化工事 小計				① 8 円 (A) 9 円

→別記様式第3号 実績報告書へ転記

必須

工事内訳証明書（様式第3号の2）の記入例

【注意】 工事内訳証明書について

・ 本事業に係る工事内容と工事の内訳を確認するための書類になります。

※工事業者に作成を依頼してください。

1	本書の証明日を記入してください。
2	工事業者の所在地・会社名・代表者名・電話番号（日中連絡が取れる番号）・担当者名・Eメールアドレス（ある方のみ）を記入してください。
3	対象工事にかかる工事費の総額（税抜き）を記入してください。 （第一面）から（第三面）の（A）＋（B）＋（C）の合計額となっていることをご確認ください。 ※補助対象外の工事は含まないでください。 ※工事費総額が補助金の額を超えていることを確認してください。
4	実施した工事に✓を入れてください。
5	1で✓を入れた工事について、工事を実施するか所数または枚数を記入してください。
6	＜省エネ化工事＞：開口部の断熱改修、高効率給湯器の設置、節水型トイレへの交換の場合＞ 5で記入した工事か所数に補助単価を乗じた金額を記入してください。 ＜上記以外の工事の場合＞ 4で✓を入れた工事について、補助単価の金額を記入してください。
7	4で✓を入れた工事について、実際にかけた工事費（税抜き）を記入してください。 ※工事費には材料費、施工費、諸経費を含みます。
8	6で記入した補助金額の小計を記入してください。
9	7で記入した工事費の小計を記入してください。

別記様式第3号の2（第二面）（第11条関係）					
2. 子育て対応工事					
改修内容	工事か所数	補助単価	補助金額	工事費（税抜）	
☐ こども部屋の増築		100,000円/戸	6	7	円
☒ 内部改修					
☒ こども部屋の壁造作					
☐ 床・壁・天井の張替		50,000円/戸		50,000	円
☐ キッズスペース他リフォーム		30,000円/戸			
こどもの事故防止工事					
☒ 衝突事故防止					
☒ ドアストッパー・ドアクロザー		5,000円/戸	5,000	16,000	円
☐ 造付家具の出隅面取					
☒ 落下防止					
☒ 落下防止手すりの設置		5,000円/戸	5,000	236,000	円
☐ 指はさみ防止					
☐ 建具の設置		5,000円/戸	円		円
☐ ストッパーの設置					
☐ 吊元カバーの設置					
☐ 進入・閉込防止					
☐ 進入・閉込防止鍵		5,000円/戸	円		円
☐ チャイルドフェンスの設置					
☐ 感電・火傷防止					
☐ ジャッター付きコンセント					
☐ 火傷防止カバー付水栓		5,000円/戸	円		円
☐ サーモスタット式水栓					
☐ 安全装置付調理器					
こどもを見守りやすい間取りへ変更					
☐ 対面式キッチンへの変更		90,000円/戸	円		円
☐ キッチンに面したリビングへの変更		50,000円/戸	円		円
家事負担の軽減に係る改修工事					
☐ ビルトイン食器洗機設置		21,000円/戸	円		円
☐ ビルトイン自動調理対応コンロ設置		14,000円/戸	円		円
☐ 掃除しやすいレンジフード設置		13,000円/戸	円		円
☐ 宅配ボックス設置		11,000円/戸	円		円
②子育て対応工事 小計					
			8	② 60,000	円(B) 752,000
円					
→別記様式第3号 実績報告書へ転記					

別記様式第3号の2（第三面）（第11条関係）					
3. 省エネ化工事					
改修内容	工事か所数	補助単価	補助金額	工事費（税抜）	
開口部の断熱改修					
☒ 内窓設置（大）	2 か所	12,000円/か所	6	7	円
☒ 内窓設置（中）	2 か所	10,000円/か所		20,000	円
☐ 内窓設置（小）	か所	8,000円/か所			円
☐ 外窓交換（大）	か所	12,000円/か所			円
☐ 外窓交換（中）	か所	10,000円/か所			円
☐ 外窓交換（小）	か所	8,000円/か所			円
☐ ガラス交換（大）	枚	5,000円/枚			円
☐ ガラス交換（中）	枚	4,000円/枚			円
☐ ガラス交換（小）	枚	1,000円/枚			円
☐ ドア交換（大）	か所	18,000円/か所			円
☐ ドア交換（小）	か所	16,000円/か所			円
外壁、屋根、天井又は床の断熱改修（専用住宅の場合）					
☐ 外壁（全体断熱）		56,000円/戸			円
☐ 外壁（部分断熱）		28,000円/戸			円
☐ 屋根・天井（全体断熱）		20,000円/戸			円
☐ 屋根・天井（部分断熱）		10,000円/戸			円
☐ 床（全体断熱）		36,000円/戸			円
☐ 床（部分断熱）		18,000円/戸			円
外壁、屋根、天井又は床の断熱改修（併用住宅の場合）					
☐ 外壁（全体断熱）		28,000円/戸			円
☐ 外壁（部分断熱）		28,000円/戸			円
☐ 屋根・天井（全体断熱）		10,000円/戸			円
☐ 屋根・天井（部分断熱）		10,000円/戸			円
☐ 床（全体断熱）		18,000円/戸			円
☐ 床（部分断熱）		18,000円/戸			円
高効率給湯器					
☐ 高効率給湯器の設置	台	15,000円/台			円
節水型トイレ					
☐ 節水型トイレへの交換	か所	10,000円/か所			円
③省エネ化工事 小計					
			8	③ 44,000	円(C) 248,000
円					
→別記様式第3号 実績報告書へ転記					

必須

下記の破線の中を記入して申請し、納税証明書を取得してください。

二、四国同盟には反対し、露の東洋進出・処置を強しめ、英米の侵襲を、

「市税に未納はありません。」と記載されていること。未納がある場合は補助金を交付できません。

2025年10月9日。

※ 1 か月以内に納税（口座振替を含む）をした方は、納税したことが確認できない場合がありますので、お手数でも必ず領収書または口座振替された通帳の写しを証明書発行窓口にお持ちください。なお、上記など証明書を当日発行できない場合がありますので、期日に余裕を持って取得いただくようお願いいたします。

新潟市制度用にチェック

申請者本人確認		添付書類確認	処 理	件 数	証明書発行No.
1	選紙	委任状 専横証		金 額	
2	4	領収書			
3		クレジットカード			
本人確認		照 査			

申請人の本人確認書類のほかに
できる戸籍(除籍)謄本又は抄本

収入
印紙

5

領 収 書

1

2 新潟 太郎 様

3 ￥ 5,500,000 (税抜金額 5,000,000)

4 新潟県新潟市中央区古町通 7-1010
電話 / 025-226-2815
(株) 健幸すまい

但し、バリアフリーリフォーム工事及びその他のリフォーム工事代として
上記金額正に領収いたしました。

1 年 月 日

領収書の参考例

必須

【注意】 領収書について

- ・本事業に係る工事の履行、発注者（申請者）と受注者（工事業者）との間で金銭の授受が確実に行われていることを確認するための書類になります。
※領収書の代替書類として振込明細書等は認められません。
（当該対象工事に係る支払いであるか確認できないため）

領収書は以下の内容が確認できるものとしてください。

年月日	領収書の発行日（工事代金の領収日）が確認できること。 ※原則として交付決定日以降であること。ただし、交付決定日以前の日付の場合は、交付決定日以前に発行されたことに対し、合理的な理由があることを記載してください。 例）「契約時金」「前払金」など
宛名	・発注者（＝申請者）宛になっていること。申請者名の入った連名も可。
金額及び支払い内容	・ <u>実績報告時に提出いただいた「工事内訳証明書」の工事費総額に消費税を加えた額以上の額であることが確認できること</u> ・ <u>但し書で、当該対象工事に係る金額を含む支払いであることが確認できること</u>
発行者	・市内の住所が確認できること
収入印紙	・消印が押してあること ※「金額が5万円未満（税抜）の領収書の場合」、「収入印紙が不要である旨が分かる記述がある場合」、「クレジット払いの記述がある場合」は不要です。

【注意】工事前写真について

- 申請された改修工事の対象箇所を確認するためのものです。
- 実績報告時に提出した代金受領確認書 兼 補助事業内容証明書（別記様式第3号の2（第二面～第四面））に記載した対象工事箇所全ての「工事前写真」が必要です。
- 間取りの大幅な変更を行うなど、住宅全体の全面的な改修を行う場合は、改修前の居室を全室撮影してください。
- 併用住宅の場合は、居住部分で行う工事であることが確認できるよう、撮影してください。
- 工事前写真がない部分は、申請していても補助対象とすることができません。
- 工事内容によっては、工事中の写真を求める場合があります。
- 家具、家電や敷物、カーテン等遮蔽物の無い状態で撮影してください。対象工事箇所が確認できない場合、補助対象とすることができません。

1	工事の内容を具体的に記入してください。
2	《写真の撮影例：手すり設置工事》 対象工事（手すりの設置）を予定している部分の写真を撮影してください。
3	《写真の撮影例：チャイルドフェンス設置工事》 対象工事（フェンスの設置）を予定している部分の写真を撮影してください。
4	《写真の撮影例：開口部の断熱改修工事》 対象工事（断熱改修）を予定している窓等の写真を撮影してください。 ※カーテン・障子・ブラインド等がない状態で撮影して下さい。 ※窓等の断熱改修が行われていないこと、交付決定前に着手していないこと、外皮部分にある窓であること等が確認できるように撮影してください。 ※内窓設置の場合、原則、室内側から撮影してください。 ※窓断熱等で複数箇所ある場合は、室名や番号を振ってください。

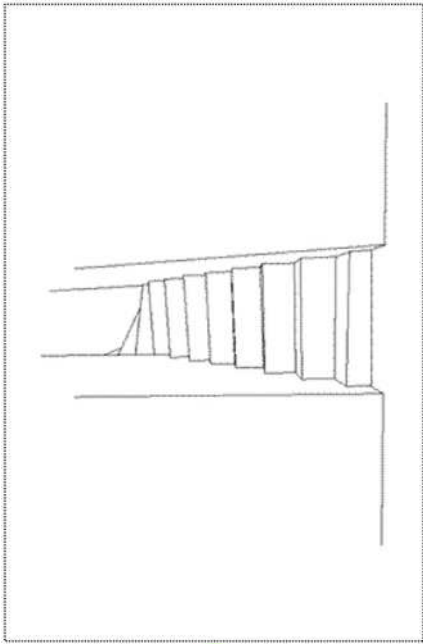
1

手すり設置
予定場所
（トイレ）



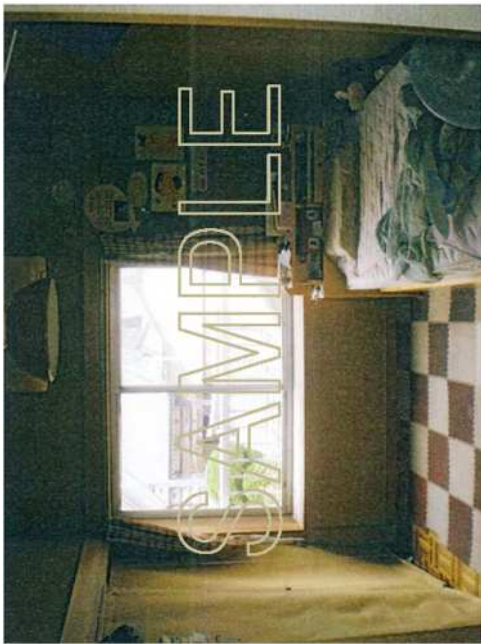
2

チャイルドフェンス
設置予定場所
（階段）

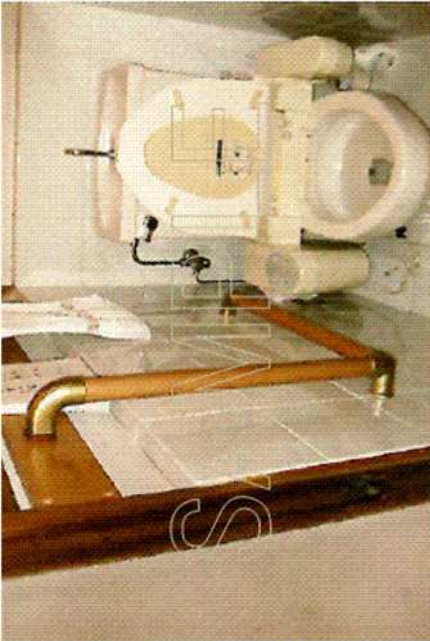


3

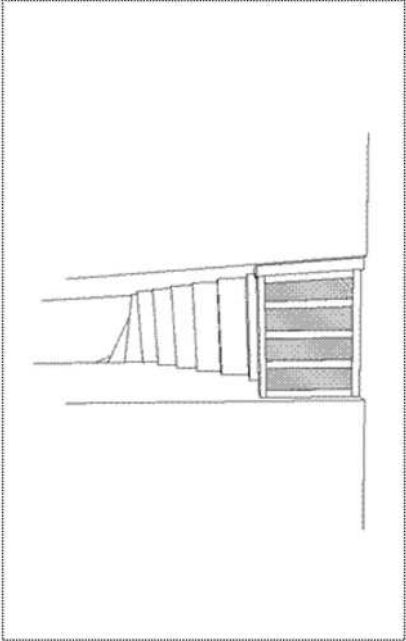
内窓設置
予定場所
（寝室）



4



1
手すり設置後
(トイレ)



3
チャイルドフェンス
設置後
(階段)



4
内窓設置後
(寝室)

工事後写真（実績報告時）の撮影例

必須

【注意】工事後写真について

- ・改修工事が申請のとおり実施されたことを確認するためのものです。
- ・実績報告時に提出した代金受領確認書 兼 補助事業内容証明書（別記様式第3号の2（第二面～第四面））に記載した対象工事箇所全ての「**工事前写真**」が必要です。
- ・**工事前写真と同じアングルで撮影するなど、工事前後の状況が比較できる写真としてください。**
- ・併用住宅の場合は、居住部分で行う工事であることが確認できるよう、撮影してください。
- ・**工事内容によっては、工事中の写真を求める場合があります。**
- ・家具、家電や敷物、カーテン等遮蔽物の無い状態で撮影してください。対象工事箇所が確認できない場合、補助対象とすることができません。

1	工事の内容を具体的に記入してください。
2	《写真の撮影例：手すり設置工事》 対象工事（手すりを設置）を実施したことが確認できる写真を撮影してください。
3	《写真の撮影例：チャイルドフェンス設置工事》 対象工事（フェンスの設置）を実施したことが確認できる写真を撮影してください。
4	《写真の撮影例：開口部の断熱改修工事》 対象工事（改修後の窓（1箇所ずつ））を実施したことが確認できる写真を撮影してください。 ※窓の断熱改修が申請のとおり実施されたことを確認するためのものです。 ※工事前写真と同じ角度、視点から撮影してください。 ※窓断熱の場合、大きさ（大）（中）（小）を記入してください。

工事内容によって「工事前写真」「工事後写真」の他に、施工を確認するための写真を追加求めます。(P16 参照)

《追加書類の一例》

工事内容	追加書類	写真例
バリアフリー	段差の解消	段差にスケールを当てた写真 ・施工前後の段差の寸法が確認できる写真 ※施工前の段差と比較して施工後の段差が小さくなっていることが明確に確認できること
	通路・開口部の拡幅、建具改修	開口部にスケールを当てた写真 ・施工前後の通路・開口部の寸法が確認できる写真 ※施工前の幅員と比較して施工後の幅員が大きくなっていることが明確に確認できること
	浴室全体改修	浴槽またぎ高さの改善を選択した場合：またぎ高さにスケールを当てた写真 ・施工前後のまたぎ高さの寸法が確認できる写真 ※施工前のまたぎ高さと比較して施工後のまたぎ高さが小さくなっていることが明確に確認できること
		高断熱浴槽、節湯水栓を選択した場合：当該部分の写真 ・高断熱浴槽または節湯水栓であることが確認できる写真
	浴室又は脱衣室の暖房機設置	暖房機であることが確認できる写真 ・暖房スイッチの写真
子育て対応	子ども部屋改修	施工が確認できる写真
	食器洗機	食器洗機であることが確認できる写真 ・クロスや床材などの張替え中や塗装中の写真（業者や材料が一緒に写っているもの） ・食器洗機の扉を開けた写真
省エネ化	内窓の設置	内窓と外窓の両方の鍵が確認できる拡大写真 ・障子風の内窓のみを開けた写真等 ・製品名、省エネ等級等が記載されたラベルシールの拡大写真
	外窓の交換	断熱性能が確認できる写真 ・製品名、省エネ等級等が記載されたラベルシールの拡大写真
	ガラスの交換	断熱性能が表示した伝票が貼ってあるガラスの写真等 ・ガラスの断熱性能を確認できる写真
	ドアの交換	断熱性能が確認できる写真 ・製品名、省エネ等級等が記載されたラベルシールの拡大写真
	断熱改修工事	断熱材を入れている工事中的の写真 ・断熱材が隠蔽される場合 ・仕上げ材で隠蔽する前の写真
		断熱材が一体となった材料であることが確認できる拡大写真 ・断熱材一体型の材料を使用する場合 製品の様子が確認できる書類 ・断熱材が一体となった材料であることが確認できるカタログページのコピー



内窓設置

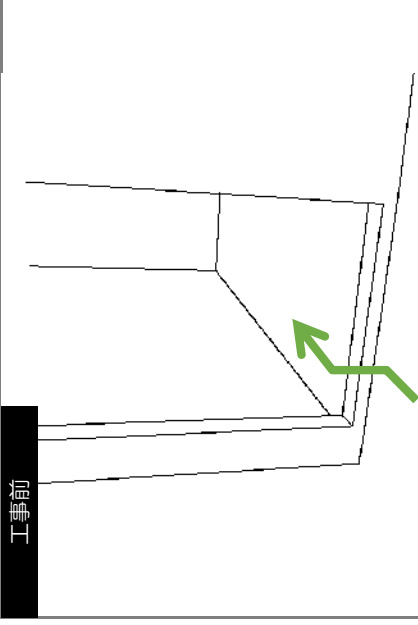


外窓設置（製品名ラベルシール拡大）

バリアフリーリフォーム工事の写真撮影例

例 1 段差解消工事

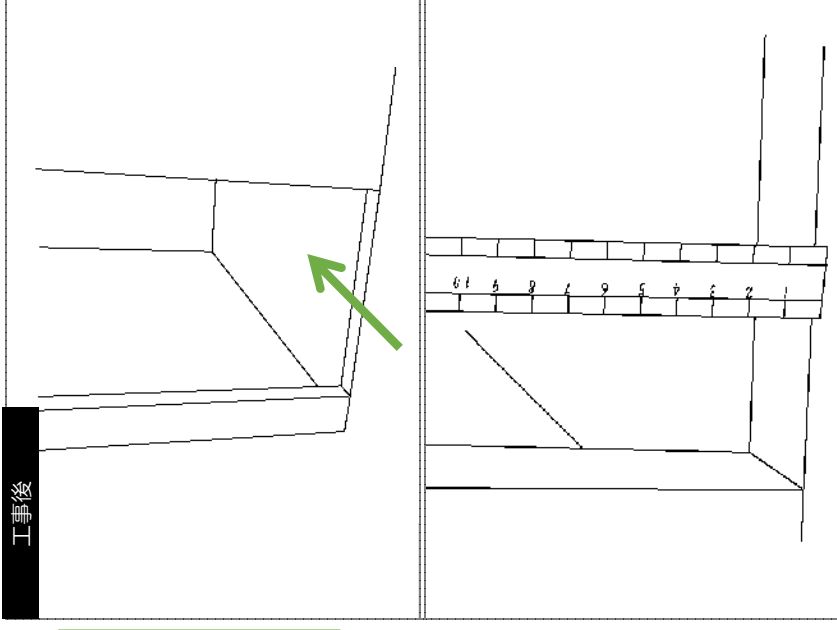
工事前



工事前の撮影のポイント

- 段差の大きさや位置が分かるように撮影してください。
- 段差を横から撮影すると、大きさがよりわかりやすくなります。
- 必要に応じ、段差のアップ写真を撮影する、メジャーを当てて段差の大きさを撮影するなど、工夫をしてください。

工事後

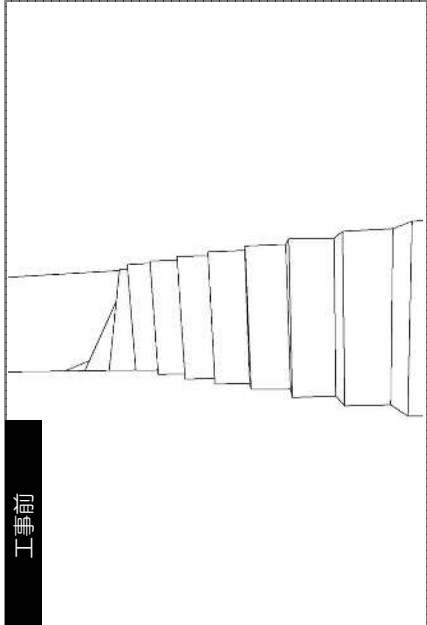


工事後の撮影のポイント

- 段差が解消された状況がわかるように撮影してください。
- 工事前の写真と同じ角度で撮影してください。

例 2 手すり設置工事

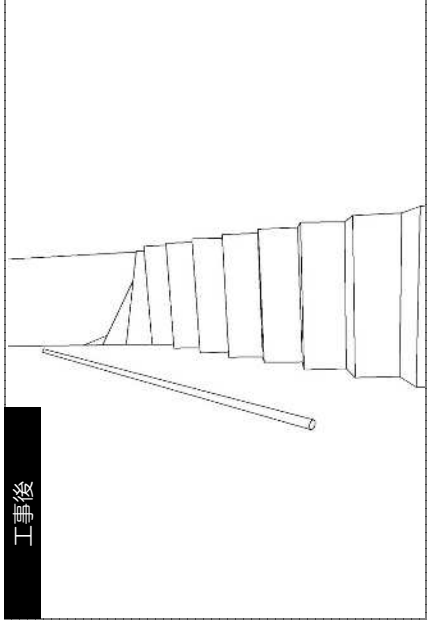
工事前



工事前の撮影のポイント

- 手すりを設置する位置を撮影してください。
- 階段の左右どちらに設置するかが未定な場合は、あらかじめ両方の壁面を撮影してください。

工事後



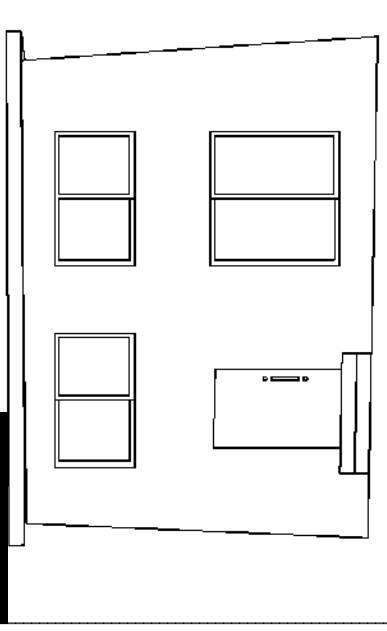
工事後の撮影のポイント

- 手すりを設置した位置を撮影してください。
- 工事前の写真と同じ角度で撮影してください。

省エネ化リフォーム工事の写真撮影例

例 1 外壁断熱工事

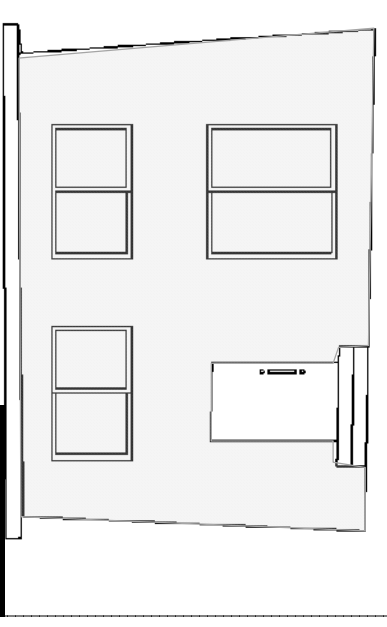
工事前



工事前の撮影のポイント

- 改修工事を行う壁について、**すべ**
ての面を撮影してください。
- 可能な限り、壁全体を撮影してください。
- 壁面が一枚の写真に納まらない場合は、複数枚に分割してもかまいません。

工事後



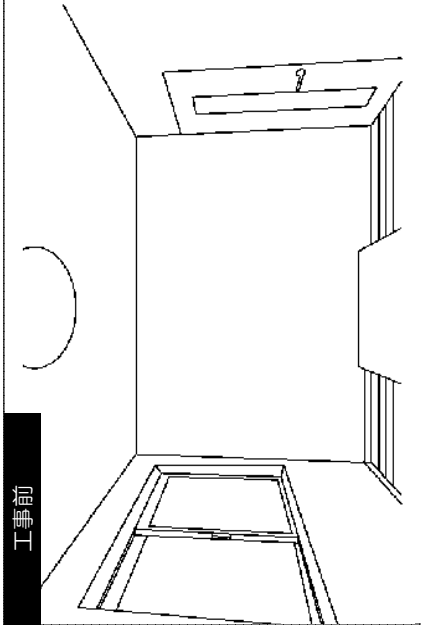
工事後の撮影のポイント

- 改修工事を行った壁について、**す**
べての面を撮影してください。
- 可能な限り、壁全体を撮影してください。
- 壁面が一枚の写真に納まらない場合は、複数枚に分割してもかまいません。
- 工事前後で同色系の外壁材を使用するなど、工事後の写真のみで判断が難しい場合は、施工中の写真を添付してください。

子育て対応リフォーム工事の写真撮影例

例 1 内部改修工事（壁・床・天井）

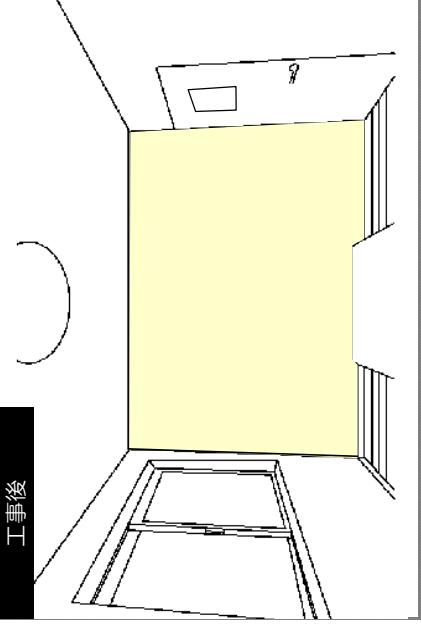
工事前



工事前の撮影のポイント

- 可能な限り、部屋全体を撮影してください。

工事後



工事後の撮影のポイント

- 可能な限り、部屋全体を撮影してください。